

## 令和6年度第10回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和7年1月7日(火)午後2時00分から
2. 開催場所 男鹿市役所3階第1会議室
3. 出席委員数 (18名)  
出席者(会長)吉田陽一  
(代理)戸部秀悦  
(委員)  
1番 佐藤洋介            2番 加藤和洋            3番 伊藤淑榮  
4番 鈴木和俊            5番 高橋郁雄            6番 清水司  
7番 三浦栄子            8番 原田智也            9番 鈴木孫城  
10番 武田一雄           11番                      12番 佐藤正樹  
13番 目黒千衣子        14番 山本義則           15番 伊藤賢一  
16番 鈴木豊則           17番 鈴木誠孝
4. 欠席委員 (1名)  
11番 三浦富美男委員
5. 農業委員会業務報告(12月分)
6. 報告事項  
報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について
7. 議事案件  
議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第29号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて
8. その他  
農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について  
農作業標準料金について
9. 農業委員会事務局職員  
事務局 長 鎌田重美  
局長 補佐 鈴木俊市  
主 事 浅井和将
10. 会議の概要

鎌田事務局長	<p>新年明けましておめでとうございます。</p> <p>皆さまからは、年始めでご多忙のところ、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>ただ今から、令和6年度第10回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が2件であります。</p> <p>始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。</p>
吉田陽一会長	<p>皆さん新年明けましておめでとうございます。</p> <p>本日は、年始めのお忙しい中、総会へご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>昨年中は、通常業務の他に、視察研修や地域での話し合いへの参加など、忙しい年となりましたが、皆様のご協力で、課せられた役割を果たせましたことを誠に感謝申し上げます。</p> <p>また、農家の経営面につきましても、ここ数年に比べ米の価格が上がり厳しい中にも明るい兆しが見えましたことは、大変喜ばしいと感じております。</p> <p>これを機に農家の経営状況が向上することを願い新年のあいさつとさせていただきます。</p>
鎌田事務局長	<p>本日は、11番の三浦富美男委員から、欠席の届け出がありました。</p> <p>出席委員数は19名中18名で、総会の定足数に達しております。</p> <p>それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。</p>
吉田陽一議長	<p>男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。</p> <p>(議長一任の声)</p>
吉田陽一議長	<p>議長一任の声がありましたので議事録署名委員に2番加藤和洋委員、3番伊藤淑榮委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事を指名いたします。</p>

吉田陽一 議長	<p>それでは、農業委員会業務報告に入りますので、よろしく願いいたします。</p>
浅井主事	<p>12月の農業委員会業務報告をします。      抜粋して説明します。      12月6日、第9回農業委員会定例総会が開催されました。      12月11日と14日の2日間、3条関係の現地確認を記述の北浦地区から船川地区まで実施しています。      10月13日、企業・各種団体版市政懇談会が開催されています。      12月18日に秋田県立大学の関係で男鹿中地区の農地を現地の詳しい農家さんの立ち会いのもと農地の確認を実施しています。      12月19日に、農地の確認及び農地あっせんの関係で五里合、若美、船川、午後から、また若美地区において農地の確認を行っています。      12月23日、第105回常設委員会がアキタパークホテルで開催されています。      12月25日に業務打ち合わせを行っています。      出席者については、記載のとおりです。      今後の予定についてご説明いたします。      1月21日から23日にかけて全国農業担い手サミット in さがが佐賀県のSAGAアリーナで開催予定です。      会長と事務局から私、浅井が参加予定です。      1月27日、第106回常設審議委員会が開催予定です。      2月7日に第11回の農業委員会定例総会を開催予定です。      2月21日に令和6年度市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修会をホテルメトロポリタン秋田で開催予定です。      業務報告については、以上となります。</p>
吉田陽一 議長	<p>ただいま、事務局からご説明ございましたが、何かご意見ございませんか。</p>
加藤和洋 委員	<p>18日の農地確認、その内容を教えてください。</p>
浅井主事	<p>県立大学の先生と学生が遊休農地について研究と申しますか、そういったものを検討している中で、男鹿中地区と馬生目地区に興味を示しており、今年の夏に男鹿中地区で農地を誰か利用して</p>

<p>加藤和洋 委員 浅井主事</p>	<p>くれる方がいないか、という相談が地権者の息子さんからあった物件があり、そちらを見てみたいということで現地の方にアテンドして農地を見てもらったということです、</p> <p>もしかしたら県立大学で土地を借りて何かをやる、という事。</p> <p>そういう可能性もあるという話をしています。</p> <p>ただ、農機具のハードルが高いというところで、もし皆さんの中で余っている農器具とか、そういう物があるという方を教えていただければ先方に紹介したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(無いことを確認し)</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>無いようですので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告第 13 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、を事務局からお願いします。</p>
<p>鈴木局長 補佐</p>	<p>議案書の 1 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 13 号、農地法第 18 条の合意解約の案件です。</p> <p>申請番号 1 号、払戸字大堤下千間 724、他 16 筆、地目、田、面積計 1 万 7,731 平米、渡人が秋田市の A、受人が払戸の B、契約内容の変更のため、今回解約をして、この後、契約内容を見直して再契約を結ぶ一時解約です。</p> <p>申請番号 2 号、払戸字尻深二番谷地 346-1、他 12 筆、地目、田、面積計 1 万 2,330 平米、渡人が秋田市の C、受人が払戸の D、受人の規模縮小で、この後、渡人は他の耕作者と契約する予定です。</p> <p>それでは 2 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 3 号、船越字根木 109、他 3 筆、地目、田、面積計 2,768 平米、渡人が船越の E、受人が脇本の F、渡人の都合で、この後、受人への譲渡のため解約です。</p> <p>申請番号 4 号、払戸字尻深二番谷地 407、他 5 筆、地目、田、面</p>

鈴木局長 補佐	<p>積計 6,123 平米、渡人が払戸のG、受人が払戸のH、受人の都合で他者への貸借権設定のためです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>事務局から説明のあった事について何かご意見ございませんか。</p> <p>(無しの声)</p>
吉田陽一 議長	<p>報告ですので、ご了承願います。</p> <p>続きまして議案第 28 号、農地法第 3 条の規定の許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法 3 条の案件で申請番号の順に説明します。</p> <p>所有権移転の案件です。</p> <p>申請番号 1 号、北浦北浦表町字表町 32、他 1 筆、地目、田 1 筆、畑 1 筆、計 2 筆で、面積計 1,622 平米、渡人が北浦の I、受人が北浦の J、渡人は贈与、受人は受贈で親族間の無償譲渡です。</p> <p>申請番号 2 号、福川字起上ケ 497、他 1 筆、地目、田、面積計 1,500 平米、渡人が埼玉県の K、受人が福川の L、渡人の要望で受人が買い取り総額 30 万円です。</p> <p>以降、貸借権設定になります。</p> <p>申請番号 3 号、北浦北浦字茨島 13、他 1 筆、地目、田、面積計 1 万 42 平米、渡人が北浦の M、受人が北浦の N、渡人が経営規模の縮小、受人は相手方の要望で、新規 3 年契約 10 アール当たり米 0.8 俵で水利費は受人負担です。</p> <p>申請番号 4 号、脇本脇本字町尻 13-1、他 17 筆、地目、田 16 筆、畑 2 筆、計 1 万 1,973 平米、渡人が脇本の O、受人が脇本の P、契約の継続で以前は 19 条でしたが、認定農家でなくなったので 3 条での契約、再設定の 5 年契約で 10 アール当たり 0.8 俵、水利費は受人負担です。</p> <p>申請番号 5、男鹿中滝川字大谷地 59-1、地目、田、面積計 1 万 1,754 平米、渡人が船川の Q、受人が船川の R、渡人は経営規模の縮小、受人は相手方の要望で新規 5 年契約 10 アール当たり 1 万円です。</p>

<p>鈴木局長 補佐</p>	<p>次に4ページをご覧ください。  申請番号6号、船川港仁井山字森越146、他2筆、地目、田、面積計6,615平米、渡人が船川のS、受人が船川のT、渡人が経営規模の縮小、受人が相手方の要望で、新規5年契約10アール当たり1万円です。  申請番号7号、脇本百川字方丈田318、他8筆、地目、田、面積計8,841平米、渡人が脇本のU、受人が脇本のV、渡人が経営規模の縮小、受人が相手方の要望で、新規5年契約10アール当たり米1俵で水利費は受入です。  申請番号8号、脇本百川字方丈田421、他4筆、地目、田、面積計5,312平米、渡人が脇本のW、受人が脇本のX、渡人は経営の継続、受人が認定農家でなくなったので3条での契約で、再設定の10年契約10アール当たり米1俵、水利費が受入負担です。  以上で説明を終わります。</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何かご意見ございませんか。</p> <p>(無しの声)</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>ご意見ございませんので、申請どおりですので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第29号農用地利用集積計画案の諮問に対し審議を求めることについて、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>鈴木局長 補佐</p>	<p>6ページをご覧ください。  議案第29号、基盤強化法第19条の案件です。  まず初めに、所有権移転3件を説明します。  申請番号1号、払戸字登田57、他3筆、地目、田、面積計1万53平米、渡人が払戸のY、受人が払戸のZ、総額300万円で渡人の要望による売買です。  申請番号2号、北浦西水口字大坂下346-1、他1筆、地目、田、面積計2,636平米、渡人が北浦のa、受人が北浦のb、無償譲渡で渡人の要望を受人が受けたものです。  続きまして、7ページをご覧ください。  申請番号3号、船越字根木109、他3筆、地目、田、面積計2,768</p>

鈴木局長 補佐	<p>平米、渡人が船越のE、受人が脇本のFで耕作していた農地をそのまま無償譲渡で受けます。</p> <p>以上で所有権移転の説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>以上、所有権移転について3件ありましたが、これについて何かご意見ございませんか。</p> <p>(無しの声)</p>
吉田陽一 議長	<p>無しの声がありましたので所有権移転については、申請どおりといたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、貸借権について事務局からお願いします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>貸借権設定の案件であります。</p> <p>先ずは、新規2件を説明します。</p> <p>申請番号4号、船越字草根185、他2筆、地目、田、面積計3,144平米、渡人が払戸のc、受人が払戸のd、新規3年契約10アール当たり米1俵で水利費は受人負担です。</p> <p>申請番号5号、払戸字尻深二番谷地406、他5筆、地目、田、面積計6,123平米、渡人が払戸のG、受人が払戸のe、新規の5年契約で10アール当たり米1.5俵、水利費は受人負担です。</p> <p>以上で新規の説明を終了いたします。</p> <p>続きまして9ページをご覧ください。</p> <p>申請番号6号以降は、再設定の案件で契約の詳細は割愛します。</p> <p>申請番号6号から次のページの10ページの8号まで同じ受人になりますので一括して説明します。</p> <p>脇本脇本字中名地49、他17筆、地目、全て田、面積計1万7,391平米、渡人が東京都のf、他2名、受人が脇本のg、いずれも再設定の5年契約であります。</p> <p>続きまして10ページをご覧ください。</p> <p>10ページの申請番号9号から11号まで、次の11ページ目の11ページ。</p> <p>11号まで同じ物件となりますので一括いたします。</p> <p>払戸字尻深一番谷地282、他75筆、地目、田、面積計、7万2,620平米、渡人が払戸のj、他2名、受人が払戸のk、3件とも再設定</p>

<p>鈴木局長 補佐</p>	<p>の5年契約10アール当たり米1俵で水利費は受人負担です。 12ページをご覧ください。 12ページの申請番号12号から13号まで同じ受人となりますので一括いたします。 払戸字大堤下千間1035、他5筆、地目、田、面積計6,384平米、渡人が払戸のn、受人が払戸のo、すべて再設定の10年契約10アール当たり米1俵で水利費が受人です。 13ページをご覧ください。 申請番号14号と15号が同じ受人ですので一括します。 脇本浦田字新田156他11筆、地目、田、面積計1万4,362平米、渡人が潟上市のq、他1名、受人が脇本のr、すべて再設定の5年契約で10アール当たり米1俵を水利費負担になっております。 14ページをご覧ください。 申請番号16号、払戸字大谷地207、他2筆、地目、田、面積計3,114平米、渡人が払戸のn、受人が払戸のt、再設定の5年契約、詳細は割愛します。 申請番号17番、払戸字尻深二番谷地317-1、他8筆、地目、田、面積計6,975平米、渡人が払戸のn、受人が払戸のu、再設定の3年契約です。 15ページをご覧ください。 申請番号18号、脇本富永字太田154、他2筆、地目、田、面積計2,503平米、渡人が脇本のv、受人が脇本のw、再設定の10年契約です。 申請番号19号、脇本富永字太田88、他17筆、地目、田、面積計1万6,932平米、渡人が脇本のx、受人が脇本のy、再設定の5年契約です。 16ページをご覧ください。 申請番号20号、船越字草根144、他9筆、地目、田、面積計9,953平米、渡人が払戸のz、受人が払戸のA<sup>〃</sup>、再設定の10年契約です。 申請番号21号、脇本富永字野田123、他1筆、地目、田、面積計2,062平米、渡人が脇本のB<sup>〃</sup>、受人が脇本のC<sup>〃</sup>、再設定の10年契約です。 17ページをご覧ください。 申請番号22号、野石字宮沢新田71、他5筆、地目、田、面積計</p>
--------------------	--

鈴木局長 補佐	<p>6万9,231平米、渡人が野石のD<sup>〳</sup>、受人が角間崎のE<sup>〳</sup>、再設定の5年契約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>ただいま、ご説明ございましたが、これについて何かご意見ございませんか。</p> <p>(無しの声)</p>
吉田陽一 議長	<p>なければ、申請どおりといたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>これをもって、議事案件は終了いたしました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>続いて、その他に入ります。</p> <p>事務局お願いします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>その他の案件で、農地農用地利用集積等促進計画の報告に関する意見聴取で書類の方を確認願います。</p> <p>調書に3件の案件が載っています。</p> <p>この3件については、野村の基盤整備事業に関わるもので、当時、所有者の相続登記されておらず、相続人全員からの同意を取るの難しいので、契約出来ないものでありました。</p> <p>今は、所有者未定の農地に関する制度があつて、農業委員会で2ヶ月間公告をして代表となる相続権利者が相続者の代わりに代表して契約できる制度があります。</p> <p>この案件に関し9月から11月に公告し、これに関する意見はなかったので無事に相続人の代表者が契約できるということになり、今回、その契約の内容について農業委員会で意見聴取をするものです。</p> <p>では、申請番号15よりご説明します。</p> <p>申請番号1号、北浦野村字打道坂上台182、他8筆、地目、田8筆、畑1筆で計9筆、面積計1,730平米、渡人が秋田市のF<sup>〳</sup>、受人がG<sup>〳</sup>、農業公社を経由しての契約です。</p> <p>契約期間は10年、この1号に関しては、まだ耕作できない農地の使用貸借で契約による対価は発生しません。</p> <p>申請番号2号、北浦野村字打道坂上台137-1、地目、田、面積</p>

鈴木局長 補佐	<p>1,312 平米、渡人が埼玉県の H<sup>〳</sup>、受人が G<sup>〳</sup>、農業公社を経由しての契約です。</p> <p>これも 10 年契約で年額が 9,682 円の契約です。</p> <p>申請番号 3 号、北浦野村字中谷地 233-2、地目、畑、面積 66 平米、渡人が秋田市の I<sup>〳</sup>、受人が G<sup>〳</sup>、農業公社を経由しての契約で年額 216 円の 10 年契約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>ただいま、事務局からご説明ございました件について、何かご質問ありませんか。</p>
佐藤正樹 委員	<p>別に契約としては問題ないのですが、ちょっと正月前に、ある人が相続で大潟村の農業委員会から、今、おじいさんの名前なので早めに変えて（相続登記して）もらえませんか、って連絡が来ていたそうで、今、相続登記を早めにやらなければ税務署とかから、「3 年か 5 年までに、それ（相続登記）を完了してください」って言われる訳です。</p> <p>今回の、この人らは、10 年間そのままっていうことで、契約としては何もないけれど、相続という点では先延ばしになっていく。</p> <p>一方では、早めにと言っていて、方や 10 年後、契約上で問題とはならないが、また、先延ばしになっていくので、発言をしました。</p> <p>脇本地区の基盤整備事業もそういった絡みで猶予期間があるんじゃないですか。</p> <p>そこでは、相続をしっかりとやってくれ、となっていて、そっちもまた先送りになるのかと思ったりします。</p>
吉田陽一 議長 浅井主事 浅	<p>事務局から説明願います。</p> <p>佐藤委員のおっしゃったのは、相続登記の義務化の話だと思えますが、昨年の 4 月から義務化されまして、一応、猶予期間が 3 年になっています。</p> <p>ただ、この 3 年というのは特別な事情がある場合を除いて 3 年、という記載がなされています。</p> <p>今回上がっている所有者不明農地というのは、もう相続人の所在が不明になっているとか、相続人が数十人になって、もう皆さ</p>

浅井主事	<p>んから同意をもらうのは、ちょっと不可能な状況であるという、特殊なケースのものです。</p> <p>ですから、ただ相続登記をしないているものと、少し事例としては違うもの、ということ認識していただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
鈴木局長 補佐	<p>補足説明ですが、今回、基盤整備事業に絡むものということでありましたが、これに関わらず、相続人の所在が掴めない、もう何代も前から相続登記されてなくて、もう相続人が誰なのか、所在も掴めないというような状況でも、こちらの方に、農業委員会の方にご相談いただければ、こちらの方で探せる部分まで、探して、探せた者に対して全員に通知を出します。</p> <p>今回も、探せた方々に対して全員に通知を出しています。</p> <p>で、何も意見がありませんでした。</p> <p>その他に広く周知するために、ホームページの方で公告をして、それで2ヶ月間公告をして、まずその義務を果たしたと形になっております。</p> <p>これは基盤整備に限るものではなく、すべての契約に関するものであります。</p> <p>中にはそういった事で耕作できない、1等農地にあるのにもかかわらず耕作できない、そういうことを懸念して出来た制度ですので、もしご相談を受けたい場合は、農業委員会事務局の方にご相談いただければと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
鎌田事務 局長 鈴木局長 補佐	<p>脇本の基盤整備と違う点も説明して。</p> <p>脇本地区の基盤整備事業は、相続登記が義務、整備区域の100パーセントの同意が無ければ出来ない、という形で進んでおります。</p> <p>その代わり地主さんの工事に係る負担は、ゼロということでもあります。</p> <p>以前の基盤整備事業は、地主の負担が何割か発生しますが脇本で行う基盤整備事業は、地主さんの負担無しで実施できますが、その代わり、高い条件が敷かれている事業になっております。</p>
吉田陽一	<p>事務局から説明がありました。</p>

議長	<p>佐藤正樹委員、よろしいですか。 他に何かございませんか。</p> <p>(無いことを確認してから)</p>
吉田陽一 議長	<p>次、ありますか。</p>
浅井主事	<p>令和7年度男鹿市農作業標準料金の方を、ご覧いただければと思います。</p> <p>作業料標準料金括弧案という資料をご覧ください。</p> <p>令和4年から令和6年までの男鹿市の農作業標準料金の一覧と、今回、新たに設定を考えております。</p> <p>令和7年の案の方を、数字で金額を記載しております。</p> <p>令和5年から令和6年にかけて、作業単価の方を見直したと聞いております。</p> <p>今回は、一番下段の作業賃金を見直しております。</p> <p>一般作業の部分、こちらに関して、昨年までは最低賃金の897円をもとに8時間で計算しておりましたが、昨年の10月に最低賃金の見直しが行われ、現在、時間951円が最低賃金となっております。</p> <p>なお、さらに今年、賃金上がる見込みだと商工労政担当の方から聞いておりますので、今回、令和7年に関しては、1時間当たり1,000円の単価で、8時間、1日8,000円と、いう案を作成しております。</p> <p>これについては、皆様からご意見等いただければと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
吉田陽一 議長	<p>ただいま説明ございました、農作業標準料金に関してですが、何かご意見ございませんか。</p>
清水司委員 浅井主事	<p>今回、最低賃金上がるのは、大体いつ頃なりそうですか。</p> <p>毎年10月ごろで、今、秋田県の目標が1,500円、今年、段階的に上がるだろうといわれています。</p>

清水司委員	<p>多分、皆、8,000 円を支払っているんだけど、それが最低賃金って言われるのも嫌なので。</p> <p>だから、ちょっと段階を踏んで、来年上げる形で、今回は、7,800 円ぐらいにするとか。</p>
浅井主事	<p>これに従わないといけない、というものでは無くて目安になるものですから。</p>
吉田陽一議長	<p>清水司委員から、今年は 7,800 円にして後で上げていくという意見が出ました。</p>
加藤和洋委員	<p>最低賃金に合わせていくしかないのでは。</p> <p>それが正当な理由だと思います。</p> <p>私は、これでいいと思います。</p>
吉田陽一議長 浅井主事	<p>加藤和洋委員から 8,000 円でいいという意見がありました。</p> <p>一応、最低賃金で計算すると、7,608 円になります。</p>
戸部秀悦 職務代理	<p>それでいくと、7,700 円。</p> <p>(大体の人は、8,000 円支払っている、の発言多数)</p>
鈴木豊則委員	<p>最低賃金は、7,800 円だけど、8,000 円払っていることになればいいんでしょ。</p>
戸部秀悦 職務代理	<p>計算すれば、7,601 円、7,600 円にすれば、最低賃金をしたまわるので 7,700 円にして、来年上げるということではよろしいのでは。</p> <p>皆さんそれ以上で支払っているの、一気に上げられないとすればそうした方が。</p>
鎌田事務局長	<p>7,700 円にさせてもらってよろしいですか。</p> <p>(反対意見が無いので)</p>
鎌田事務	<p>では、そうさせていただきます。</p>

局長 吉田陽一 議長	では、7,700 円でよろしいでしょうか。  (反対の声無し)
吉田陽一 議長	では、そうします。 作業料金は、これでよろしいですか。  (はいの声)
吉田陽一 議長	では、このとおりといたします。 他にありますか。
鎌田事務 局長	最後にもう 1 つ、2025 年、今年は農林業センサスの年でございます。 多分皆さんのところにも、役所の方からの農林業センサスのアンケート票を持って行くと思いますけれども、ひとつご協力方よろしくお願いいたします。 以上です。
吉田陽一 議長	では、ここで定期総会を終了したいと思います。 どうもありがとうございました。